

横浜市環境影響評価技術指針

資 料 編

令和 7 年 4 月版

横浜市

資料 1	横浜市環境影響評価技術指針（別記）用語解説……	資-1
資料 2	項目別の対象物質等一覧……	資-4

あ行

いによ 囲繞景観

近景域で観察者が三次元的に捉える景観。
身近な自然や地域の個性的な景観等に着目する。

雨水の地下浸透施設

雨水を人為的に地下に浸透させる施設。
雨水の流出抑制や、河川・水路や湧水の流量確保の機能が期待される。透水性舗装、雨水浸透ます、雨水浸透管、雨庭（ゆっくりと雨水を浸透させる構造のある植栽帯）など。

雨水流出抑制施設

雨水が短時間で河川・水路などに流出しないよう抑制する施設。雨水調整池や雨水浸透ます、雨水浸透管など。

雨水流出量

対象事業実施区域内に降った雨水が土壤に浸透せずに対象事業実施区域外へ流れ出る水の量。

エコロジカルネットワーク

空間・構造的及び機能的な連結性のある緑地のつながり。

地表面だけでなく水や土壤などの基盤的な環境も含んで捉える。都市内の緑地が構造及び機能的に連結性のある配置となっていることで、緑地のグリーンインフラとしての多面的な機能が発揮されやすくなる観点でも着目する。

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡（ニュートラル：中立）させることで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合

計を実質的にゼロにすること。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

海底構造物

海域の流況に影響を及ぼす海域に設置される構造物。

海底に設置される消波ブロックやケーソンなど。

関連車両

事業に伴い発生・集中する車両のうち、存在・供用時の施設利用に伴う車両及び業務用車両のこと。

グリーンインフラ

グリーンインフラストラクチャー（Green Infrastructure）の略称。自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるための社会資本。

一般的に生物の生息・生育の場の提供、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和等の環境保全機能や、良好な景観形成、防災・減災、人々が交流し活動する場等の社会的機能等が挙げられる。本市の環境影響評価では主にこれらの機能を扱う。

軽油代替燃料

軽油の代替となるバイオディーゼル燃料など。

枯渇性資源

石油などの化石燃料やレアアース等、自然のプロセスにより人の消費速度以上には補給されない資源。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（以下「化石燃料等」という。）を除く。）をいう。）を熱源とする熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）。

再生可能資源

自然のサイクルや人の活動によって比較的短期間で再生（リサイクルを含む。）される資源。

サプライチェーン排出量全般

原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量。

自己処理計画

廃棄物を排出する事業者が、自ら廃棄物の運搬、中間処理（再生を含む。）、最終処分を行う場合の当該処理に関する計画。

次世代自動車

電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、ハイブリッド自動車（HV）など。

自然景観

主に郊外部で、自然が多く残る景観。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済」への移行を目指すことが世界の潮流となっている。

た行

大径木

幹周が一定以上の樹木。

様々な基準があるため、予測・評価にあたっては、その事業ごとに自ら基準を適切に設定する。

地域景観

対象事業実施区域を含む一団のまとまりのある地域における、場・空間の雰囲気を含めた日常生活の景観。

注目すべき動物種・植物種

主に環境省や神奈川県レッドリストなどに記載された生物。

なお、生態系の予測・評価にあたり上位性、典型性、特殊性の観点から注目種を選定する場合には、レッドリストなどに記載されていない種も対象となる。

通風の阻害

高層建築物の建設等により、風通しを阻害すること。

通風を阻害することは暑熱環境の悪化を引き起こす要因の一つと考えられ、都市空間では適度に風が吹くことが望ましい。

低炭素型建設機械

ハイブリッド機構や電動機構等を搭載し省エネ化を達成した建設機械など、二酸化炭素排出量低減が相当程度図られた建設機械。

特定外来生物

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に規定するもの。

都市景観

主に都心部で、土地利用が進み市街化された景観。

な行

内陸受入地

建設工事などで発生する土砂を受け入れるための場所のうち、他の工事現場及び土質改良プラントを除いたもの。

は行

バイオガス化

食物残渣などの廃棄物を、微生物の働きによって分解させ、主にメタンガスを生成すること。

バイオマス燃料

動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（化石燃料等を除く。）。

排出ガス対策型建設機械

排出ガス性能の良い建設機械。

排出ガスは、建設機械の使用に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、黒煙をいう。

ヒートアイランド現象

自然の気候と異なる都市独自の局地的な気候のことで、都市に人口や経済活動、都市機能が集中した結果、空調機器による人工排熱、コンクリート建物による蓄熱などにより、気温が下がりにくくなる現象。

都市の周辺部に比べ気温が高い状態にあり、都心ほど気温が高くなる。等温線を描くと島のような形になることからヒートアイランド現象

と呼ばれている。

ま行

や行

ら行

わ行

資料2 項目別の対象物質等一覧

表1 温室効果ガス

	物質名		根拠法令等		
地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する温室効果ガス	二酸化炭素		地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項		
	メタン				
	一酸化二窒素				
	ハイドロフルオロカーボン	トリフルオロメタン(別名HFC-23)		地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第1条	
		ジフルオロメタン(別名HFC-32)			
		フルオロメタン(別名HFC-41)			
		1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン(別名HFC-125)			
		1,1,2,2-テトラフルオロエタン(別名HFC-134)			
		1,1,1,2-テトラフルオロエタン(別名HFC-134a)			
		1,1,2-トリフルオロエタン(別名HFC-143)			
		1,1,1-トリフルオロエタン(別名HFC-143a)			
		1,2-ジフルオロエタン(別名HFC-152)			
		1,1-ジフルオロエタン(別名HFC-152a)			
		フルオロエタン(別名HFC-161)			
		1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン(別名HFC-227ea)			
		1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(別名HFC-236fa)			
		1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン(別名HFC-236ea)			
		1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン(別名HFC-236cb)			
		1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(別名HFC-245ca)			
		1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン(別名HFC-245fa)			
		1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン(別名HFC-365mfc)			
	1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン(別名HFC-43-10mee)				
	パーフルオロカーボン	パーフルオロメタン(別名PFC-14)		地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第2条	
		パーフルオロエタン(別名PFC-116)			
		パーフルオロプロパン(別名PFC-218)			
		パーフルオロシクロプロパン			
		パーフルオロブタン(別名PFC-31-10)			
		パーフルオロシクロブタン(別名PFC-c318)			
		パーフルオロペンタン(別名PFC-41-12)			
		パーフルオロヘキサン(別名PFC-51-14)			
		パーフルオロデカリン(別名PFC-91-18)			
	六ふっ化硫黄				
	三ふっ化窒素				

表2 大気質

	物質名	根拠法令等
(1) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質	二酸化硫黄	環境基本法第16条
	一酸化炭素	
	浮遊粒子状物質	
	二酸化窒素	
	光化学オキシダント	
	ベンゼン	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	微小粒子状物質	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法第7条
(2) 大気汚染防止法に規定されている物質	硫黄酸化物	大気汚染防止法第2条第1項第1号
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第1項第2号
	カドミウム及びその化合物	大気汚染防止法第2条第1項第3号 (有害物質)
	塩素及び塩化水素	
	弗素、弗化水素及び弗化珪素	
	鉛及びその化合物	
	窒素酸化物	
	揮発性有機化合物	大気汚染防止法第2条第4項
	水銀及びその化合物	大気汚染防止法第2条第13項
(3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例に規定され、規制基準が定められている物質	ベンゼン	横浜市生活環境の保全等に関する条例第2条第12号ウ (炭化水素系物質)
	トルエン	
	キシレン	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	ホルムアルデヒド	
	フェノール	
	カドミウム及びその化合物	横浜市生活環境の保全等に関する条例第2条第12号オ (排煙指定物質)
	塩素及び塩化水素	
	弗素、弗化水素及び弗化珪素	
	鉛及びその化合物	
	アンモニア	
	シアン化合物	
	窒素酸化物	
	二酸化硫黄	
	硫化水素	
	粒子状物質 (ばいじん・窒素酸化物・硫黄酸化物・塩化水素)	横浜市生活環境の保全等に関する条例第2条第12号キ
	粉じん	横浜市生活環境の保全等に関する条例第2条第13号

表2 大気質

	物質名	根拠法令等
(4) 大気汚染防止法に規定する有害大気汚染物質のうち、 それが ある程度高いと考えられる物質 人の健康に係る被害が生ずるお	アクリロニトリル	大気汚染防止法第2条第16項 有害大気汚染物質のうち優先取組物質 「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」平成9年2月12日（環大規31号）
	アセトアルデヒド	
	塩化ビニルモノマー (別名:クロロエチレン、塩化ビニル)	
	塩化メチル(別名:クロロメタン)	
	クロム及び三価クロム化合物	
	六価クロム化合物	
	クロロホルム	
	酸化エチレン(別名:エチレンオキシド)	
	1,2-ジクロロエタン	
	ジクロロメタン(別名:塩化メチレン)	
	水銀及びその化合物	※中央環境審議会「第9次答申」(平成22年10月)において見直しされ、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として248物質、そのうち「優先取組物質」として23物質が掲げられた
	ダイオキシン類	
	テトラクロロエチレン	
	トリクロロエチレン	
	トルエン	
	ニッケル化合物	
	ヒ素及びその化合物	
	1,3-ブタジエン	
	ベリリウム及びその化合物	
	ベンゼン	
	ベンゾ[a]ピレン	
	ホルムアルデヒド	
	マンガン及びその化合物	

表3 水質・底質

	物質名等	根拠法令等
(1) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質	カドミウム	環境基本法第16条 (人の健康の保護に関する環境基準) (地下水の水質汚濁に係る環境基準)
	全シアン	
	鉛	
	六価クロム	
	砒素	
	総水銀	
	アルキル水銀	
	PCB	
	ジクロロメタン	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	ベンゼン	
	セレン	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
	ふっ素	
	ほう素	
	1,4-ジオキサン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	環境基本法第16条 (人の健康の保護に関する環境基準)
	クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	環境基本法第16条 (地下水の水質汚濁に係る環境基準)
	1,2-ジクロロエチレン	
	水素イオン濃度(pH)	環境基本法第16条 (生活環境の保全に関する環境基準)
	生物化学的酸素要求量(BOD)	
	化学的酸素要求量(COD)	
	浮遊物質(SS)	
	溶存酸素量(DO)	
	大腸菌数	
	全亜鉛	
	ノニルフェノール	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
	全窒素	
	全磷	
	底層溶存酸素量	
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法第7条

表3 水質・底質

	物質名等	根拠法令等
(2) 水質汚濁防止法に規定する排水基準及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に規定する規制基準が定められている物質	カドミウム及びその化合物	水質汚濁防止法第3条 排水基準 横浜市生活環境の保全等に関する条例第28条第1項 規制基準
	シアン化合物	
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	
	鉛及びその化合物	
	六価クロム化合物	
	砒素及びその化合物	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
	アルキル水銀化合物	
	ポリ塩化ビフェニル	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	ベンゼン	
	セレン及びその化合物	
	ほう素及びその化合物	
	ふっ素及びその化合物	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
	1,4-ジオキサン	
	水素イオン濃度(pH)	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	
	化学的酸素要求量(COD)	
	浮遊物質(SS)	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	
	フェノール類含有量	
	銅含有量	
	亜鉛含有量	
	溶解性鉄含有量	
	溶解性マンガン含有量	
	クロム含有量	
	大腸菌数	
	窒素含有量	
	燐含有量	
	ダイオキシン類	横浜市生活環境の保全等に関する条例第28条第1項 規制基準
	ニッケル及びその化合物	
	外観	
	臭気	

表3 水質・底質

	物質名	根拠法令等
(3) 水質汚濁防止法に基づく浄化基準及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水浄化基準が定められている物質	カドミウム及びその化合物	水質汚濁防止法第14条の3第1項 浄化基準 横浜市生活環境の保全等に関する条例第61条の4第1項 地下水浄化基準
	シアン化合物	
	有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	
	鉛及びその化合物	
	六価クロム化合物	
	砒素及びその化合物	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
	アルキル水銀化合物	
	ポリ塩化ビフェニル	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	1,2-ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	ベンゼン	
	セレン及びその化合物	
	ほう素及びその化合物	
	ふっ素及びその化合物	
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	
	塩化ビニルモノマー	
	1,4-ジオキサン	
	ダイオキシン類	横浜市生活環境の保全等に関する条例第61条の4第1項 地下水浄化基準

表3 水質・底質

	物質名	根拠法令等
(4) 人の健康の保護に関する要監視項目に設定されている項目	クロロホルム	「人の健康の保護に関する要監視項目」 平成5年3月8日環水管第21号通知 公共用水域と地下水共通項目
	1,2-ジクロロプロパン	
	p-ジクロロベンゼン	
	イソキサチオン	
	ダイアジノン	
	フェニトロチオン(MEP)	
	イソプロチオラン	
	オキシ銅(有機銅)	
	クロロタロニル(TPN)	
	プロピザミド	
	EPN	
	ジクロルボス(DDVP)	
	フェノブカルブ(BPMC)	
	イプロベンホス(IBP)	
	クロルニトロフェン(CNP)	
	トルエン	
	キシレン	
	フタル酸ジエチルヘキシル	
	ニッケル	
	モリブデン	
	アンチモン	
	エピクロロヒドリン	
	全マンガン	
	ウラン	
	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	「人の健康の保護に関する要監視項目」 平成5年3月8日環水管第21号通知 公共用水域のみ指定
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	
	塩化ビニルモノマー	

表3 水質・底質

	物質名	根拠法令等
(5) ゴルフ場 被害防止に 係る指導指 針に示され ている農薬	ダイアジノン	「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」 令和2年3月27日環水大土発第2003271号
	チオジカルブ	
	トリクロルホン(DEP)	
	ペルメトリン	
	ベンスルタップ	
	イプロジオン	
	イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	
	シプロコナゾール	
	チウラム(チラム)	
	チオファネートメチル	
	トルクロホスメチル	
	バリダマイシン	
	ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	
	ベノミル	
	シクロスルフアムロン	
	シマジン(CAT)	
	トリクロピル	
	ナプロパミド	
	フラザスルフロン	
	MCPA イソプロピルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩	
	ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針における「水濁基準値」及び「水産基準値」が示されている農薬	

表3 水質・底質

	物質名	根拠法令等
(6) 公共用水域等における農薬の水質評価指針に示されている農薬	イプロジオン	「公共用水域等における農薬の水質評価指針に示されている農薬」 平成6年4月15日環水土第86号
	イミダクロプリド	
	エトフェンプロックス	
	エスプロカルブ	
	エディフェンホス(EDDP)	
	カルバリル(NAC)	
	クロルピリホス	
	ジクロフェンチオン(ECP)	
	シメトリン	
	トルクロホスメチル	
	トリクロルホン	
	トリシクラゾール	
	ピリダフェンチオン	
	フサライド	
	ブタミホス	
	ブプロフェジン	
	プレチラクロール	
	プロベナゾール	
	ブロモブチド	
	フルトラニル	
	ペンシクロン	
	ベンスリド(SAP)	
	ペンディメタリン	
	マラチオン(マラソン)	
	メフェナセツト	
	メプロニル	
	モリネート	

表3 水質・底質

	物質名等	根拠法令等
(7) 水質汚濁の状況に 変化を及ぼすおそ れのある指標	水温	公共用水域の水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのある指標
	透明度及び外観	
	陰イオン界面活性剤	
	塩素イオン	
	塩分	
	クロロフィル a	
	電気伝導率	
(8) 底質の暫定除去基 準が定められてい る物質	水銀	「底質の暫定除去基準について」 昭和 50 年 10 月 28 日環水管第 119 号
	PCB	

表3 水質・底質

	物質名	根拠法令等
(9) 水底土砂に係る判定基準が定められている物質	アルキル水銀化合物	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日、総理府令第6号)に基づく水底土砂に係る判定基準
	水銀又はその化合物	
	カドミウム又はその化合物	
	鉛又はその化合物	
	有機りん化合物	
	六価クロム化合物	
	ひ素又はその化合物	
	シアン化合物	
	ポリ塩化ビフェニル	
	銅又はその化合物	
	亜鉛又はその化合物	
	ふつ化物	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ベリリウム又はその化合物	
	クロム又はその化合物	
	ニッケル又はその化合物	
	バナジウム又はその化合物	
	有機塩素化合物(ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビニル(共重合物を含む。)、ポリ塩化ビニリデン(共重合物を含む。)、ポリクロロブタジエン、ポリエチレン塩素化合物その他環境省令で定めるものを除く。)	
	ジクロロメタン	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)	
	2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(シマジン)	
	s-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(チオベンカルブ)	
	ベンゼン	
	セレン又はその化合物	
	1,4-ジオキサン	
	ダイオキシン類	

表4 土壌

	物質名	根拠法令等
(1) 環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準が設定されている物質	カドミウム	環境基本法第16条 (土壌の汚染に係る環境基準)
	全シアン	
	有機燐	
	鉛	
	六価クロム	
	砒素	
	総水銀	
	アルキル水銀	
	PCB	
	銅	
	ジクロロメタン	
	四塩化炭素	
	クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン	
	1,2-ジクロロエチレン	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	1,3-ジクロロプロペン	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	ベンゼン	
	セレン	
	ふっ素	
	ほう素	
	1,4-ジオキサン	
	ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法第7条

表4 土壌

	物質名	根拠法令等
(2) 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質	カドミウム及びその化合物	土壌汚染対策法第2条1項 (特定有害物質)
	六価クロム化合物	
	クロロエチレン(塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	
	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(シマジン)	
	シアン化合物	
	N,N-ジエチルチオカルバミン酸s-4-クロロベンジル(チオベンカルブ)	
	四塩化炭素	
	1,2-ジクロロエタン	
	1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)	
	1,2-ジクロロエチレン	
	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	
	ジクロロメタン(塩化メチレン)	
	水銀及びその化合物	
	セレン及びその化合物	
	テトラクロロエチレン	
	テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム又はチラム)	
	1,1,1-トリクロロエタン	
	1,1,2-トリクロロエタン	
	トリクロロエチレン	
	鉛及びその化合物	
	砒素及びその化合物	
	ふっ素及びその化合物	
	ベンゼン	
	ほう素及びその化合物	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	
	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	

表5 悪臭

	物質名	根拠法令等
悪臭防止法に規定する特定悪臭物質	アンモニア	悪臭防止法第2条第1項
	メチルメルカプタン	
	硫化水素	
	硫化メチル	
	二硫化メチル	
	トリメチルアミン	
	アセトアルデヒド	
	プロピオンアルデヒド	
	ノルマルブチルアルデヒド	
	イソブチルアルデヒド	
	ノルマルバレルアルデヒド	
	イソバレルアルデヒド	
	イソブタノール	
	酢酸エチル	
	メチルイソブチルケトン	
	トルエン	
	スチレン	
	キシレン	
	プロピオン酸	
	ノルマル酪酸	
	ノルマル吉草酸	
	イソ吉草酸	